

第 2 号（令和 8 年 6 月 1 7 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 8 年 6 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 8 年 6 月 1 7 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 8 年 6 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 脇本尚憲

閉会 令和 8 年 6 月 1 7 日 午前 1 0 時 4 7 分 議長 脇本尚憲

応招議員

1 番	鶴田	慶祐	2 番	中谷	祥彰
3 番	岩田	幸子	4 番	加賀山	睦
5 番	木村	健太	6 番	谷田	健治
7 番	鎌田	隆宏	8 番	田中	保美
9 番	奥田	俊夫	10 番	脇本	尚憲

不応招議員

な し

出席議員

1 番	鶴田	慶祐	2 番	中谷	祥彰
3 番	岩田	幸子	4 番	加賀山	睦
5 番	木村	健太	6 番	谷田	健治
7 番	鎌田	隆宏	8 番	田中	保美
9 番	奥田	俊夫	10 番	脇本	尚憲

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

1 番	鶴田	慶祐	8 番	田中	保美
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中谷	誠	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	横田	雄大	議 会 書 記	神邊	芳隆

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	片岡	美佳
教	育	長	中田 邦和
理事兼子育て支援課長事務取扱		花木	秀章
理事兼同和・人権政策課長事務取扱		高江	裕之
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
企画財政課長		坂井	幸一郎
保健医療課長		森田	肇
建設課長		仁木	崇
上下水道課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長・ いづみ児童館長兼務		寺井	佳孝
子育て支援課参事		福岡	良介

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

参	与	山之江	亨
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
理事兼保健センター所長・ こども家庭センター所長事務取扱		堀	忍
総務課長		平間	克則
税住民課長		中坊	玲子
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
福祉課長・ 地域包括支援センター所長兼務		辻井	祐介
産業環境課長・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
いづみ人権交流センター所長		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学校教育課参事		北川	拓男

令和 8 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 33 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
制定の件
- 第 3 議案第 34 号 京都地方税機構規約の変更について
- 第 4 議案第 35 号 令和 8 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）
- 第 5 議案第 36 号 令和 8 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 6 議案第 40 号 令和 8 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 7 議案第 41 号 井手町農業委員任命につき同意を求める件
- 第 8 令和 8 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第 9 議員派遣の件
- 第 10 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（脇本尚憲） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和8年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに会議を開きます。

町長より、議案第40号として、令和8年度井手町一般会計補正予算（第2回）が、議案第41号として、井手町農業委員任命につき同意を求める件が追加提案として提出されております。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、鶴田慶祐議員、8番、田中保美議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方にお願います。

次に、日程第2、議案第33号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） それでは、議案第33号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本町の非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3735、第18条葬祭補償の規定でありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、葬祭補償の金額の改定をする条文の整備であります。

それでは、1ページにお戻りください。附則であります。

第 1 条、施行期日の規定でありまして、この条例は公布の日から施行する。

第 2 条及び第 3 条は経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　奥田議員。

9 番（奥田俊夫）　消防団員の数ですけども、令和 7 年度で退団された人数と令和 8 年度で入団された人数、合計、現在何人の団員数がおられるのか。また、女性消防団員の入団はあったかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭）　ただいまの団員数の関係のご質問でございますが、前年度末の団員数が 1 9 9 名でありまして、そこから 1 0 名の方が退団されました。新年度に入りまして、6 名の方が入団していただきまして、休団者が 3 名おられますので、差引き、今年度の年度当初は 1 9 2 名となっております。あと、女性の消防団員につきましては、今年度、年度当初に 1 名入団していただきました。内数 1 9 2 名のうちの 1 名でございます。

以上になります。

議長（脇本尚憲）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　質疑なしとします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　討論なしと認めます。

これから、議案第 3 3 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 3 3 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲）　挙手全員です。したがって、議案第 3 3 号は原案のとおり

り可決されました。

次に、日程第３、議案第３４号、京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） それでは、議案第３４号、京都地方税機構規約の変更について、ご説明申し上げます。

地方自治法第２９１条の３第１項の規定により、京都地方税機構規約を別紙のとおり変更することについて、同法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求める。

なお、今回の改正につきましては、令和８年度税制改正により自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたため、現行、京都地方税機構が処理するとされている自動車税及び軽自動車税の環境性能割に係る申告書等の受付等の事務が削除されることに伴う規約の変更であります。

それでは、２ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。京都地方税機構規約の一部を変更する規約新旧対照表であります。

なお、この表につきましては、京都地方税機構の規約変更案に基づいて作成しておりまして、現行が左側の欄、変更が右側の欄となっております。

それでは、第４条、広域連合の処理する事務の規定でありまして、第２号中、地方税法の改正に伴い、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、機構が申告書等の受付等を行うこととされている環境性能割に係る事務を削除し、自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割をそれぞれ自動車税、軽自動車税に改めるとともに、引用条文の号ずれを改める条文の整備であります。

それでは、１ページに戻っていただきまして、附則であります。

第１項、施行期日の規定でありまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行する。

次に、第２項及び第３項につきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第34号、京都地方税機構規約の変更についてを採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第35号、令和8年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） それでは、議案第35号、令和8年度井手町一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和8年度井手町の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,391万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,708万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、3ページをお開きください。

「第2表地方債補正」であります。起債の目的、6目教育施設整備事業債。今回3,530万円を減額いたしまして、限度額を1,570万円とするも

のであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりありません。

次のページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。１４款国庫支出金、補正前の額６億３，９８５万円、補正額２，０７０万７，０００円の減、計６億１，９１４万３，０００円であります。

１５款府支出金、補正前の額２億６，０２０万２，０００円、補正額１，１５５万４，０００円、計２億７，１７５万６，０００円であります。

１７款寄附金、補正前の額８，０００円、補正額２２７万２，０００円、計２２８万円であります。

１８款繰入金、補正前の額８億６２３万円、補正額１，４１３万３，０００円の減、計７億９，２０９万７，０００円であります。

２０款諸収入、補正前の額１，７２５万９，０００円、補正額２４０万円、計１，９６５万９，０００円であります。

２１款町債、補正前の額３億４，４１０万円、補正額３，５３０万円の減、計３億８８０万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額５２億８，１００万円、補正額５，３９１万４，０００円の減、計５２億２，７０８万６，０００円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。２款総務費、補正前の額１２億１，６０５万８，０００円、補正額１，００８万６，０００円、計１２億２，６１４万４，０００円、財源内訳といたしまして、その他の４６７万２，０００円、一般財源の５４１万４，０００円であります。

１０款教育費、補正前の額５億１，５１５万７，０００円、補正額６，４００万円の減。計４億５，１１５万７，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の９１５万３，０００円の減、地方債の３，５３０万円の減、その他の７９９万３，０００円の減、一般財源の１，１５５万４，０００円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額５２億８，１００万円、補正額５，３９１万

4, 000円の減、計52億2,708万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の915万3,000円の減、地方債の3,530万円の減。その他の332万1,000円の減、一般財源の614万円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 鎌田議員。

7番（鎌田隆宏） 多賀小学校の外壁改修について質問します。

公共施設や教育施設の改修予定について、本町では、学校施設長寿命化計画などにに基づき、計画的なメンテナンスが進められています。今回の外壁工事に続き、町内の学校や他の公共施設について、今後の改修の予定をお聞かせください。

そしてもう1点は、学校をはじめとする公共施設は、日頃から目視での点検が行われています。ただ、1階以上の高い場所では、地上から見るだけでは初期の傷みを見つけるのが難しいという課題があり、こうした中、昨年、安心・安全推進課にドローンが導入されました。ドローンは災害時の状況把握だけでなく、カメラを使い、高い場所も安全に確認することができます。そこで、小・中学校をはじめとする公共施設の外壁や高い場所の点検について、ドローンを活用することについての町の考えをお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） ただいまのご質問ですが、1点目の長寿命化計画に基づく今後の学校施設等の改修の計画でございますが、本町では、令和2年度に井手町学校施設等長寿命化計画を策定いたしまして、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、学校施設の改修、修繕を進めております。

事業の実施につきましては、外壁改修の緊急度が高い箇所から優先的に取り組んでいくこととしており、前期計画期間である令和7年度までにおいて、D評価でありました井手小学校南校舎、及び泉ヶ丘中学校中校舎の改修、ま

た、D評価ではないものの、外壁モルタルの剝離や浮きが確認され、児童・生徒に、安全面の影響を及ぼすおそれのある井手小学校北校舎及び渡り廊下、多賀小学校教室棟西側の改修を実施してまいりました。

今後につきましては、令和12年度までの後期計画に基づき、令和8年度は多賀小学校教室棟の補修を実施いたします。また、これまで改修の対象となっていない校舎につきましても、目視等による計画的な点検及び修繕を行い、児童・生徒が安心・安全に学校生活が過ごせるよう、不具合を未然に防止する予防保全型の維持管理に努めるとともに、危険箇所等が確認できた場合には、必要に応じ、専門業者に調査及び対応策の検討を委託し、緊急性の高いものから順次対応してまいりたいと考えております。

2点目の外壁改修点検にドローンの使用をしてはどうかということですが、こちらにつきましても、現在、議員がおっしゃいましたとおり、外壁の点検につきましては、まず、目視による確認を行っておりますが、ドローンを活用することにより、上層階の状況把握が可能となるものと認識をしております。

一方で、ドローンによる確認はあくまで外観の確認が中心となるため、劣化の程度であったり、修繕方法などの詳細な判断につきましては、専門業者による調査が必要になるものと考えております。したがって、今後につきましては、ドローンの活用も含め、よりの確で効率的な点検方法について検討してまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第35号、令和8年度井手町一般会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり

り可決されました。

次に、日程第５、議案第３６号、令和８年度井手町下水道事業会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島上下水道課長。

上下水道課長（西島豊広） それでは、議案第３６号、令和８年度井手町下水道事業会計補正予算（第１回）につきましてご説明申し上げます。

第１条、総則の規定であります。令和８年度井手町下水道事業会計の補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

第２条、資本的収入及び支出の規定であります。令和８年度井手町下水道事業会計予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。第１款資本的収入、既決予定額２億４１万８，０００円、補正予定額ゼロ円、合計２億４１万８，０００円。

第１項企業債、既決予定額８，５８０万円、補正予定額１，９００万円、合計１億４８０万円。

第３項補助金、既決予定額５，７５０万円、補正予定額１，９００万円の減、合計３，８５０万円であります。

第３条、企業債の規定であります。予算第５条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、下水道事業債、今回１，９００万円を追加いたしまして、限度額を１億４８０万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わりありません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥田俊夫議員。

９番（奥田俊夫） 今回の下水道事業会計の補正予算では、国庫補助金の減額に対し、企業債の増額との説明を受けましたが、この補助金事業は、６ペ

ージの実施計画明細書に書かれています、汚水と雨水に関する事業と理解してよろしいですか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島上下水道課長。

上下水道課長（西島豊広） お答えいたします。

6 ページの補正予算実施計画明細書の記載のとおり、国庫補助金につきましては、汚水事業と雨水事業を充当しております。事業の内容を申しますと、汚水事業につきましては、改築更新事業のマンホール蓋の取替えと面整備事業の自然休養村管理センター、西側の二本松地区、延長 1 3 4 メートルを実施予定としております。また、雨水につきましては、合藪ポンプ場の設備改修等で、耐震補強工事に充てることとしております。

以上でございます。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 6 ページのところで、国庫補助金と企業債の金額、国庫補助金が既決予定額より 1, 9 0 0 万円下がっているんですが、国からの補助だと思っんです。これ、なぜ下がったのか。その下がった分を企業債で補っているのかという理解を私はしているんですが、それでよろしいですか。なぜ下がったのか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島上下水道課長。

上下水道課長（西島豊広） 谷田議員が言われるとおり、今回、国庫補助金がありまして、当初より 1, 9 0 0 万円を減額ということで、この理由につきましては定まっていはいないんですけども、全国市町村含めて 4 7 % ほど減額されておりまして、今回、本町も減額措置をした上で企業債の方に補填するといった措置を取っております。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 国の方がそうしているというのは、国の方からこういう

理由で減額するんだというような、そういう説明はないんでしょうか。これ、まだ第1回の補正ですよ。まだ始まって年度当初で、すぐこんなふうに変わるというのが、普通あまりないことだと思うんですけども、そのあたり、もし分かればで結構です。国の方がなぜそういうふうにしたのか。井手町だけではなくて全国的なことです。どのような説明をされているのか伺えたら、お願いしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(脇本尚憲) 西島上下水道課長。

上下水道課長(西島豊広) 減額の内容なんですけども、特に国を通じて、府を通じてといった理由の方は聞いておりません。

以上です。

議長(脇本尚憲) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(脇本尚憲) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(脇本尚憲) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第36号、令和8年度井手町下水道事業会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(脇本尚憲) 挙手全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第40号、令和8年度井手町一般会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(脇本尚憲) 坂井企画財政課長。

企画財政課長(坂井幸一郎) それでは、議案第40号、令和8年度井手町一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

令和８年度井手町の一般会計補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億２，８０８万６，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

それでは、３ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。１４款国庫支出金、補正前の額６億１，９１４万３，０００円、補正額４８４万円、計６億２，３９８万３，０００円であります。

１８款繰入金、補正前の額７億９，２０９万７，０００円、補正額３８４万円の減、計７億８，８２５万７，０００円であります。

以上、歳入合計、補正前の額５２億２，７０８万６，０００円、補正額１００万円、計５２億２，８０８万６，０００円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。２款総務費、財源組替えでありまして、国・府支出金の３３９万円、一般財源の３３９万円の減であります。

６款農林水産業費、補正前の額１億５４３万９，０００円、補正額１００万円、計１億６４３万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１００万円であります。

１０款教育費、財源組替えでありまして、国・府支出金の４５万円、一般財源の４５万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額５２億２，７０８万６，０００円、補正額１００万円。計５２億２，８０８万６，０００円、財源内訳といたしまして国・府支出金の４８４万円、一般財源の３８４万円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　谷田議員。

6 番（谷田健治） 質問いたします。

国の方から今回、臨時にこういう４８４万円、先ほど議会運営委員会でも説明を受けました。臨時に出されると思うんですが、そのお金のうち１００万円を肥料高騰対策支給給付に活用すると。残った金額３８４万円を基金に繰り入れるということと理解しています。間違っていたら後で言ってください。それは今、使わないということですね。それで、農家の方に対する、肥料の高騰に対する、それは必要だと思いますが、今回、これは１００万円なんですが、昨年度の１２月議会で、当初のいわゆる３月議会の予算書に載っていないのはなぜですかという質問をさせてもらったときに、３月補正で繰越しで使うというふうに答弁があったと思うんです。

この間、報告第１０号の明許費、そのこのところであった金額が、多分それだというふうに理解しているんです、二百何万円。そうすると、ここで今、金額として分かっていないですけども、今年度予算でこの１００万円プラス昨年度の繰り越されている部分、それを使えるということなんです。そうしますと、今回１００万円追加することによって、例年大体３５０万円ぐらいの費用補助を計上しているんですけども、それに近い金額が補助されるんですが、この１００万円追加することによって、どれぐらいの件数で、これは農家のあれによって違うんだろうと思うんですが、どれぐらいの件数、これでいけるのかという見込みというんですか、それについて伺いたいんですが、ある程度計算されているとは思いますが、それが１点目です。

それから２点目は、今回のこの補助というのは、早く住民の皆さん、井手町の皆さんに支援をするということで緊急に出されているわけです。だから、１００万円は農家の方への支援だと思うんですが、残りの金額でいきますと、３８４万円あるわけです。これについても、やはり早く執行しないと、今回の国の趣旨には合わないと思うんです。それで、３８４万円を今は使わないんですが、どのように使うかということ、これについて見通しがあるのか、どういう見通しを持っておられるのか。

私自身は提案させていただきたいんですが、この３８４万円はきっちり使うと。それで、例えば井手町は子ども・子育て支援に力を入れています。それで、予算書で見てみたので、どういうところに使えるのかなのか。長期的には、使えるかどうかは別です。今回、使えるのでいきますと、例えば放課後児童クラブの負担金、保護者の方の。これ、当初予算で２２５万円計上して

いるんです。それから保育園の一時預かり事業、この負担金が118万8,000円。それから延長保育の事業、これは6万円です。これは今年度の予算です。これを合計しますと349万8,000円になるわけです。例えば、こういうものは今回の臨時交付金で使えることは可能なんです。これは町独自でできるわけですから。例えばそういうことを思っていますが、元に戻りますが、どのようなことで今使おうと思っているのか。急な話だからこれからだというのだったら、それで答弁結構ですが、その点について2点伺います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 今回の交付金に係ります財源の内訳ですが、100万円は肥料の方に回しておりまして、残りの384万円につきましては、そのうちの金額で申し上げますと、339万円につきましては、こちらについては、今回の国の交付金に先立ちまして、町の単費で軽減を図っております井手地区の上下水道使用料金の減免事業の方に財源組替として活用していきたいと考えております。

また、教育費で45万円、国・府支出金に計上の方、財源組替しておりますが、これに関しましては、先ほど、第1回補正の方で、給食費の財源の組替をさせていただきましたが、国の交付金を受けても給食費の高騰はしておりますので、そういった物価高騰に不足する額の方に、町の単費入れておりますので、それを学校給食支援事業に活用するためにこの財源組替、一般財源から国・府支出金を振り替えて活用しているところです。

今回、基金の積立てはございません。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の肥料高騰対策への支援給付のことについてですけれども、議員のおっしゃられますとおり、令和7年度からの繰越事業費で233万9,000円、それに今回の100万円を追加して事業を執行するものであります。

なお、件数につきましては、肥料につきましては、金額も内容もまちまちなものですから、実際問題、件数という形では出てこないんですけれども、

令和7年度の実績で申しますと、あくまで請求ベースになりますけれども、191件の請求があったと、これは1件あたりそれぞれ金額も内容もばらばらということでございますので、こちらでは細かくは集計していないんですけれども、そういった形でございます。

なお、こちらで把握しておりますのは、肥料高騰ということで、肥料の購入される予定の金額、こちらの方、算定しておりますのは1,850万円分購入されるであろうということで積算をしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 先ほどのご質問、今回の交付金の関係で、補足だけさせていただきますと思います。

まず、提案のときにも申し上げたことなんですけれども、国の方から、国・府、そろえてなんですけれども、可能な限り早期の予算化にというふうなことの指示が来ております。その指示、そして交付金の趣旨、住民に還元をする、物価高騰の関係で早く反映するようにという趣旨に沿った形で今回、当日で提案させていただいておりますけれども、今回、予算に計上させていただいているというところがまず1点、出だしでございます。

今回、内容で基金に積むというのは確かに違いますので、そうではないです。井手地区の水道代ということで、それなら多賀地区はみたいな疑問もあるかもわかりませんので、補足させていただきますと、水道料金というのは2か月で井手と多賀と交互に検針していきまして、請求がずれるといいますか、2か月の1回検針したことによって、その1か月分、井手を請求、順番に1か月、1か月で請求しているわけになります。ですから、多賀と井手がずれるわけです。

この間、去年からずっとこういう緊急の物価高騰の交付金に来ていまして、細かいことを申し上げますと、令和7年9月のときに、多賀地区については、2月、3月分をその交付金を充てた。井手地区については、3月、4月で当てる。検針のずれがございまして、1か月ぐらいございまして、3月、4月にする予定にしたら、いけたら一番いいんですけども、交付金自体が令和7年度にしか使えないものですので、町としては、井手、多賀、差が出てはいけませんので、4月分を単費で予算を組んでいたと。令和8年4月分を

単費で組んでいたというのがありますので、今回来た４８４万円につきましては、そもそも令和８年度の予算、単費の分に充てよということの指示が来ていますので、令和８年４月が今単費でしょうと思っていたものをそこに充てるということになります。ですから、基金に積むなど、そういうことではございません。

実際に、それは住民の人たちに還元しているかということになるんですけども、お金には色ございませんので、もちろんこちらに、この趣旨に従った交付金として充てるのがここで充てて、そうしたら、その後また浮きますので、それはそれでまた一般財源、今おっしゃっていただきました子育ての関係など、お金には色ありませんので回せるものだというふうに考えて、今回早期に提案をさせていただいているというご理解で、給食費も同じ考えでございます。そういうふうにご理解いただけたらと考えております。

以上でございます。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第４０号、令和８年度井手町一般会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第４０号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第４１号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） それでは、議案第４１号、井手町農業委員任命

につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、井手町農業委員の任命について議会の同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、奥田俊夫氏、満62歳。

なお、本議案は、農業委員の辞職に伴う任命同意となりまして、任期は前任者の残任期間である令和9年6月29日までであります。

また、委員は10名であり、ほかの委員は今井輝彦氏、杉山徳子氏、高田勇氏、寺島正昭氏、寺島正直氏、中坊陽氏、西島登氏、平間政一氏、廣瀬文度氏であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑討論を省略し、直ちに採決を行いますが、今回対象となる委員につきましては、議員でありますので、地方自治法第117条の規定により除斥することとなります。

これから議案第41号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を採決します。

地方自治法第117条の規定により、奥田俊夫議員の退場を求めます。

（奥田俊夫議員退場）

議長（脇本尚憲） 議案第41号の奥田俊夫氏に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、議案第41号の奥田俊夫氏に同意することに決定しました。

奥田俊夫議員の入場を許します。

（奥田俊夫議員入場）

議長（脇本尚憲） 次に、日程第8、令和8年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れたもので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） それでは、令和８年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

２ページをご覧ください。令和８年度城南土地開発公社事業計画であります。

まず上の表であります。公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に下の表であります。公有地売却事業でありまして、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） 以上で、日程第８を終わります。

次に、日程第９、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第１０、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和８年６月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 47 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 脇 本 尚 憲

署名議員 鶴 田 慶 祐

署名議員 田 中 保 美